

# フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業新興法及び中小小売商業新興法施行規則と  
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



作成日  
2017年7月31日

(一社)日本フランチャイズチェーン協会 正会員  
株式会社吉野家

項目	頁	法(中小小売商業振興法)及び規則(中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	4		
吉野家フランチャイズ・チェーンの加盟を希望される方へ	5		
第 部 株式会社吉野家とフランチャイズチェーンについて	6		
1. 経営理念			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	7	規則第 10 条第 2 号 " 第 10 条第 5 号 " 第 10 条第 1 号 " 第 10 条第 3 号	
3. 会社組織図	10		
4. 役員一覧	11	規則第 10 条第 1 号	
5. 直近 3 事業年度の貸借対照表および損益計算書	12	規則第 10 条 4 号	
6. 売上・出店状況(直近 3 事業年度加盟店数の推移)	18	規則第 10 条 6 号, 11 条 6 号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	18	規則第 11 条第 6 号ロ " 第 11 条第 6 号ハ " 第 11 条第 6 号ニ	
8. 訴訟件数	19	" 第 10 条第 7 号	
第 部 フランチャイズ契約の要点	20		
1. 契約の名称等			
2. 売上・収益予測についての説明	20		2-(2)-イ 2-(3)-
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 金銭の額または算定方法 性質 お支払いいただく時期 お支払いいただく方法 当該金銭の返還の有無及び条件	20	法 11 条 1 号 規則 11 条 1 号イ~ホ	2-(2)-ア
4. オープンアカウント等の送金	21	規則第 10 条 13 号	3-イ-
5. オープンアカウント等の与信利率	21	規則第 10 条 14 号・15 号	2-(2)-ア
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類 商品等の供給条件 配送日・時間・回数に関する事項 仕入先の推奨制度 発注方法 売買代金の決済方法 返品 在庫管理等 販売方法 商品販売価格について 許認可を要する商品の販売について	21	法 11 条 2 号、規則 11 条 2 号イ、ロ	2-(2)-ア 3-(1)-ア 3-イ-(3)
7. 経営の指導に関する事項	24	法 11 条 3 号、規則 11 条 3 号イ~ハ	2-(2)-ア
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	25	法 11 条 4 号、規則 11 条 4 号イ、ロ	

項目	頁	法(中小小売商業振興法)及び規則(中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 契約期間 契約の更新の条件および手続き 契約解除の条件および手続き 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	26	法 11 条 5 号、規則 11 条 5 号イ～ハ	2-(2)ア イ
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 金銭の額又は算定方法 その他徴収する金銭	27	規則 10 条 12 号、11 条 7 号イ～ニ	2-(2)-ア
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	27	” 第 10 条第 8 号	
12. テリトリー権の有無	27	” 第 10 条第 9 号	2-(2)-ア
13. 競業禁止義務の有無	28	” 第 10 条第 10 号	3-(1)-ア
14. 守秘義務の有無	28	” 第 10 条第 11 号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	28	” 第 10 条第 16 号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	28	” 第 10 条第 17 号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	28		2-(2)-ア
「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」	29		
説明確認書	30		

# フランチャイズ契約のご案内

## 株式会社吉野家

住 所 〒103-0015 東京都中央区  
日本橋箱崎町36-2  
Daiwa リバーゲート18階

担当部門 開発本部開発統括開発企画  
担当

氏 名 大河原 治

T E L 03 - 5651 - 8602

F A X 03 - 5651 - 8609

本資料は、これからフランチャイズ・チェーンに加盟されようとしている方々のために、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びに公正取引委員会が平成14年4月24日に改訂した「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」（以下フランチャイズガイドラインという）に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際してはこの案内だけでなく、できる限りたくさんの資料をお読みになるか第三者に相談するなど、十分に時間をお掛けになった上でご判断してください。もしご不明な点や、この案内にないことでもご確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズ・システム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

T E L 03 5777 8701

この案内は2011年8月29日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会、経済産業省商務情報政策局サービス政策課に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

## 吉野家フランチャイズ・チェーンへの加盟を希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズ・チェーンへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「吉野家」の名のもとに牛丼のフランチャイズ・チェーンを展開しております。

当チェーンの店舗は、ファストフードサービス業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、ブランドイメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、「吉野家」フランチャイズ・チェーンに参加する方々には、加盟契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から当社とは異なる独自の経営手法を重視され、当社のノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、当チェーンへの加盟をお断りいたします。

当チェーンは、本部と加盟者のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はシステムの整備や商品の開発等に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導等、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟者は当社の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことが「吉野家」フランチャイズ店舗の経営成功の鍵なのです。

「吉野家」フランチャイズ店舗の経営をされる加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力は加盟者の経営支援が中心となります。この意味で、加盟者と当社は共存共栄の関係にあるといえます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへお進みください。

## 第 部 株式会社吉野家とフランチャイズ・システムについて

### 1. 経営理念

#### 『For the People』すべては人々のために

企業は「社会のニーズを満たすため」、「人類の幸せに貢献するため」に存在しているといえます。吉野家グループは、国や地域を越えた世界中の人々のために企業活動を行います。世界中の人々とはお客様であり、同じ志のもと集う従業員であり、社会の全ての方々です。

「人」のためを考え、「人」を大切に、「人」に必要とされたい。  
お客様へお値打ち感のある商品をお届けしたい。  
従業員とはやりがいのある充実した人生を共に歩みたい。  
社会との共生を積極的に図り、地球環境を守りたい。

そして、「世界中の人々にとってかけがえのないものになること」に向け、具体的戦略を定めてまいります。

「吉野家」には創業以来百年以上にわたり、「うまい、やすい、はやい」をお客様にお届けするために、その商品とサービスを徹底的に磨き続けてきた歴史があり、その間に培われてきた独特の企業文化は、これからも変えてはならない大切な価値観と考えています。一方で、社会やお客様のニーズに応じて変えてきたものもあります。出店方法や店舗形態、商品やメニュー構成など、商品とサービスの価値をより高めるための手法や手段は、時代に応じて変化させていくことが大切と考えます。これからもお客様の期待に応え続け、そのブランド価値を一層高めていくためには、守るべきものを守り、変えるべきものを変えて、常に進化を続けます。これからも「うまい、やすい、はやい」を提供し続けるオンリーワンでナンバーワンの企業を目指して、努力を続けます。

国内吉野家では、出店促進策と陣容を整備し、競合視点を踏まえたエリア戦略に沿って出店を加速します。一方で既存店は未来型店舗へと転換を図り、小商圈化を推進していくことで、出店ポテンシャルを拡大していきます。また商品戦略としては、牛丼を中心とした最適のメニューミックスラインナップを構築し、客数増加を図ります。

海外吉野家では、経営資源をアメリカ、中国へ集中させることで、既存エリアを含む主要都市への急速展開を行い、吉野家ブランドの確立を目指します。新規エリアの開拓としては、ベトナム、ミャンマー、インド、ヨーロッパ地域への新規出店および韓国への再出店を行います。また既存エリアである東南アジアでの出店拡大を図ります。

## 2. 本部の概要 (平成29年6月30日現在)

( 1 ) 社名	株式会社 <b>吉野家</b>
( 2 ) 所在地	〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町36-2 Daiwa リバーゲート18階 TEL 03-5651-8601 (代表) FAX 03-5651-8790 URL <a href="http://www.yoshinoya.com">http://www.yoshinoya.com</a>
( 3 ) 資本金	金200百万円
( 4 ) 設立	平成19年10月1日 (株) <b>吉野家</b> ディー・アンド・シーの新設分割設立会社として、(株) <b>吉野家</b> が発足。
( 5 ) 事業内容	牛丼のファーストフード店のフランチャイズ事業および店舗経営。
( 6 ) 他にしている 事業の種類	
( 7 ) 事業の開始	昭和48年4月29日(フランチャイズ1号店オープン)
( 8 ) 主要株主	(株) <b>吉野家</b> ホールディングス(持ち株比率: 100%)
( 9 ) 主要取引銀行	みずほ銀行
( 10 ) 従業員数	1,456名(社員) (男性: 1,243名、女性: 213名) 8,297名(キャスト社員/8.0時間換算)
( 11 ) 本部の子会社の名 称及び事業の種類 等	(株)沖縄 <b>吉野家</b> 飲食店の経営 (株)西日本 <b>吉野家</b> 飲食店の経営 (株)関西 <b>吉野家</b> 飲食店の経営 (株)中日本 <b>吉野家</b> 飲食店の経営 (株)北日本 <b>吉野家</b> 飲食店の経営 (株)三幸舎ランドリーセンター クリーニング業 (株)コンスタンツ 不動産の賃貸等
( 12 ) 所属団体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 (一社)日本フードサービス協会

## 【 沿 革 】

1899年	東京都中央区日本橋にあった魚市場に個人店として <b>吉野家</b> が誕生。
1926年	関東大震災(1923年)により魚市場が築地に移転したのに伴い、同地に移転。
1952年	24時間営業体制を始めて、当時有名となる(会社設立時に中断)
1958年	父の後を引継いだ松田瑞穂(前社長)が牛丼屋の企業化を目指し、資本金100万円で株式会社 <b>吉野家</b> を設立(12月27日)。
1966年	牛丼をそれまでの120円から200円に値上げ。
1967年	メニューを牛丼(並・大盛)、玉子、お新香に絞る(築地店のみ昭和48年頃まで国産牛を使用していたため250円)。
1971年	埼玉県に杉戸加工配送センター開設。コンピュータ(FACOM 230-15)導入。新橋店の24時間営業開始。
1977年	国内100店舗突破。アメリカヨシノヤウエストINC設立。
1980年	会社更生手続きを申請。
1983年	更生計画認可。セゾングループ資本参加、資本金5億円で再スタート。
1986年	工場・物流の集中のために漬物工場兼配送センター-を埼玉県に開設。
1987年	当初計画より早く更生債権100億円を完全返済。台湾に合併会社、台湾 <b>吉野家</b> を設立。
1988年	日本でダンキンドーナツを展開する(株)ディー・アンド・シーと合併、社名を株式会社 <b>吉野家ディー・アンド・シー</b> と変更。
1989年	システム化推進のために、大型コンピュータへの機種変更をすると共に、POSシステムを導入。
1990年	店頭登録銘柄として社団法人日本証券協会より承認。
1991年	香港に <b>吉野家</b> を開店。
1992年	中国・北京に <b>吉野家</b> を開店。ロサンゼルスに国際研修センター「ヨシノヤカレッジ」を開設。
1994年	埼玉県大利根町に東京新工場開設。
1995年	大阪と名古屋の配送センターを統合した西日本配送センター完成。



1996年	吉野家が国内出店500店舗を突破。
1997年	シンガポールに吉野家を開店。新メニュー「牛鮭定食」発売。
1998年	ダンキンドーナツ事業から撤退。吉野家全国出店完了。
2000年	5万円額面株式1株を5千円株式10株に額面変更。東京証券取引所第一部に上場。
2001年	環境管理システム国際規格「ISO14001」を取得。カレーショップ「POT&POT」を分社化。(株)ポット&ポットとして独立。価値の再設計の観点から、牛丼並盛の価格を400円から280円に値下げ。フィリピンに吉野家開店。吉野家が国内・海外をあわせて1000店舗突破。
2002年	ニューヨークに吉野家を開店。中国・上海に吉野家を開店。
2003年	米国ニューヨーク地区での店舗展開を目的として、ヨシノヤニューヨーク・インクを設立。
2004年	マレーシアに吉野家を開店。米国産牛肉輸入禁止措置により、牛丼を一時販売休止。オーストラリアに吉野家を開店。
2005年	株式会社九州吉野家の子会社化。
2006年	株式会社はなまるの子会社化。米国産牛肉輸入再開により「牛丼」復活。
2007年	株式会社吉野家ディー・アンド・シーの新設分割設立会社として、株式会社吉野家が発足。株式会社四国吉野家の子会社化。
2010年	インドネシアに開店。創業111周年記念として「牛鍋丼」を新発売。
2011年	タイに開店。「焼味豚丼十勝仕立て」を新発売。
2012年	「牛焼肉丼」「焼鳥つくね丼」新発売
2013年	牛肉の価格改定(並盛:380円 280円)。「牛すき鍋膳」「牛チゲ鍋膳」新発売
2014年	牛丼の味・品質の改良に伴い、全メニューの価格改定
2015年	健康商品第一号「ベジ丼」「吉呑み」サービス、 夏季限定として、「麦とろ牛皿御膳」を導入

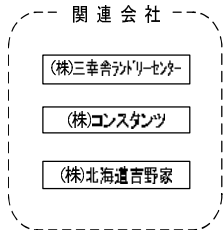
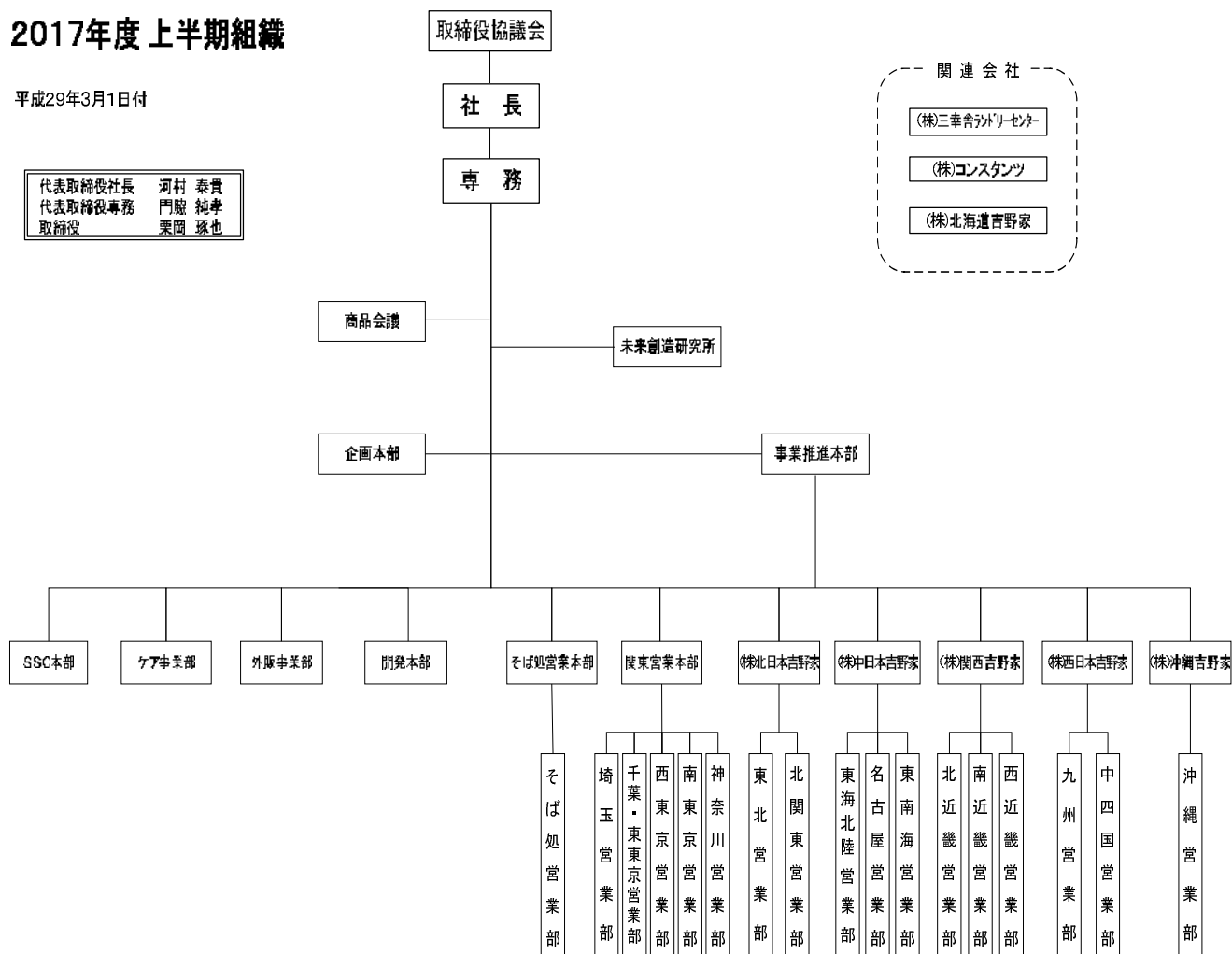
### 3 . 会社組織図

2017年3月1日現在

#### 2017年度上半期組織

平成29年3月1日付

代表取締役社長	河村 泰貴
代表取締役専務	門脇 純孝
取締役	栗岡 琢也



#### 4 . 役員一覧

2 0 1 7 年 3 月 1 日 現 在

代表取締役社長	河 村 泰 貴
代表取締役専務	門 脇 純 孝
取 締 役	栗 岡 琢 也
上席執行役員	伊 藤 昌 史
上席執行役員	神 領 幸 春
上席執行役員	鵜 澤 武 雄
上席執行役員	大 前 雅 英
上席執行役員	山 川 徹

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,341</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,186</b>
現金及び預金	6,060	買掛金	3,079
売掛金	1,168	短期借入金	
短期貸付金	6,536	未払金	1,360
未収入金	468	1年以内リース未払金	658
その他の流動資産	1,109	未払法人税等	313
<b>固定資産</b>	<b>38,510</b>	未払費用	1,702
<b>有形固定資産</b>	<b>26,282</b>	預り金	340
建物	15,992	賞与引当金	665
除去費用(資産)	615	その他流動負債	1,068
構築物	1,074	<b>固定負債</b>	<b>3,043</b>
機械及び装置	363	長期未払金	
土地	4,196	長期借入金	
リース建物	1,310	長期リース未払金	1,319
リース工具・器具及び備品	1,787	資産除去債務(固定)	1,404
その他有形固定資産	944	繰越税金負債(固定)	
<b>無形固定資産</b>	<b>1,303</b>	預り金保証	169
のれん	36	債務保証損失引当金	151
借地権	493	<b>負債合計</b>	<b>12,228</b>
その他無形固定資産	775	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,926</b>	<b>株式資本</b>	<b>41,623</b>
投資有価証券	48	<b>資本金</b>	<b>100</b>
関係会社株式	152	<b>資本剰余金</b>	<b>37,441</b>
出資金	9	資本準備金	100
長期貸付金	488	その他資本剰余金	37,341
長期前払費用	858	<b>利益剰余金</b>	<b>4,083</b>
差入保証金	8,372	その他利益剰余金	4,083
会員権	11	繰越利益剰余金	4,083
投資不動産	403	繰越利益金	2,928
長期未収入金	69	当期純利益	1,154
繰延税金資産(固定)	582		
その他の投資	15		
貸倒引当金(固定)	81		
		<b>純資産合計</b>	<b>41,623</b>
<b>資産合計</b>	<b>53,851</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>53,851</b>

(注)記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

**損益計算書**  
平成 28 年 3 月 1 日から  
平成 29 年 2 月 28 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		97,802
売上原価		38,300
<b>売上総利益</b>		<b>59,502</b>
販売費及び一般管理費		57,733
<b>営業利益</b>		<b>1,769</b>
営業外収益		390
受取利息・配当金	14	
賃貸収入	90	
受取手数料	97	
販促協賛金収入		
その他営業外収益	189	
<b>営業外費用</b>		<b>85</b>
支払利息	27	
賃貸費用	8	
為替差損		
その他営業外費用	50	
<b>経常利益</b>		<b>2,074</b>
特別利益		142
特別損失		345
固定資産除売却損	192	
撤去費用	3	
固定資産現存損失	66	
契約解約損	9	
貸倒引当金繰入額	43	
その他特別損失	32	
<b>税引前当期利益</b>		<b>1,871</b>
法人税		684
法人税等調整額		33
<b>当期純利益</b>		<b>1,154</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

**貸借対照表**  
(平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,693</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,704</b>
現金及び預金	6,516	買掛金	3,228
売掛金	1,151	未払金	1,436
短期貸付金	6,543	1年以内リース未払金	565
未収入金	378	未払法人税等	503
その他の流動資産	1,106	未払費用	1,635
<b>固定資産</b>	<b>38,383</b>	預り金	296
<b>有形固定資産</b>	<b>26,004</b>	賞与引当金	667
建物	15,684	その他引当金	48
除去費用(資産)	626	その他流動負債	1,326
構築物	1,079	<b>固定負債</b>	<b>3,157</b>
機械及び装置	275	長期リース未払金	1,458
土地	4,393	資産除去債務(固定)	1,383
リース建物	1,327	預り金保証	168
リース工具・器具及び備品	1,838	債務保証損失引当金	149
その他有形固定資産	782	<b>負債合計</b>	<b>12,862</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,023</b>	<b>(純資産の部)</b>	
のれん	64	<b>株式資本</b>	<b>41,214</b>
借地権	493	<b>資本金</b>	<b>100</b>
その他無形固定資産	466	資本剰余金	37,441
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,356</b>	資本準備金	100
投資有価証券	48	その他資本剰余金	37,341
関係会社株式	152	<b>利益剰余金</b>	<b>3,673</b>
出資金	8	その他利益剰余金	3,673
長期貸付金	820	繰越利益剰余金	3,673
長期前払費用	961	繰越利益金	2,236
差入保証金	8,520	当期純利益	1,438
会員権	11		
投資不動産	212		
長期未収入金	72		
繰延税金資産(固定)	601		
その他の投資	13		
貸倒引当金(固定)	60		
		<b>純資産合計</b>	<b>41,214</b>
<b>資産合計</b>	<b>54,076</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>54,076</b>

(注)記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

**損益計算書**  
平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		96,244
売上原価		39,528
<b>売上総利益</b>		<b>56,716</b>
販売費及び一般管理費		54,684
<b>営業利益</b>		<b>2,032</b>
営業外収益		381
受取利息	17	
貸貸収入	89	
受取手数料	101	
販促協賛金収入	65	
その他営業外収益	107	
営業外費用		62
支払利息	23	
貸貸費用	4	
為替差損		
その他営業外費用	35	
<b>経常利益</b>		<b>2,351</b>
特別利益		8
特別損失		450
固定資産除売却損	228	
撤去費用	7	
固定資産現存損失	181	
契約解約損	13	
貸倒引当金繰入額		
その他特別損失	21	
<b>税引前当期純損失</b>		<b>1,909</b>
法人税等		641
法人税等調整額		183
<b>当期純利益</b>		<b>1,450</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表  
(平成27年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,209</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,561</b>
現金及び預金	14,740	買掛金	3,627
売掛金	1,815	短期借入金	
短期貸付金	129	未払金	1,597
未収入金	360	1年以内リース未払金	494
その他の流動資産	1,163	未払法人税等	904
<b>固定資産</b>	<b>36,439</b>	未払費用	1,608
<b>有形固定資産</b>	<b>23,623</b>	預り金	252
建物	14,381	賞与引当金	772
除去費用(資産)	664	その他流動負債	2,303
構築物	1,073		
機械及び装置	222	<b>固定負債</b>	<b>2,492</b>
土地	4,168	長期未払金	1
リース建物	1,272	長期借入金	
リース工具・器具及び備品	1,168	長期リース未払金	831
その他有形固定資産	691	資産除去債務(固定)	1,360
<b>無形固定資産</b>	<b>886</b>	繰越税金負債(固定)	
のれん	123	預り金保証	164
借地権	492	債務保証損失引当金	135
その他無形固定資産	270	<b>負債合計</b>	<b>14,053</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,928</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	48	<b>株式資本</b>	<b>40,595</b>
関係会社株式	152	<b>資本金</b>	<b>100</b>
長期貸付金	905	<b>資本剰余金</b>	<b>37,555</b>
長期前払費用	1,129	資本準備金	100
差入保証金	9,080	その他資本剰余金	37,455
会員権	10		
投資不動産	217	<b>利益剰余金</b>	<b>2,939</b>
長期未収入金	104	その他利益剰余金	2,939
繰延税金資産(固定)	322	繰越利益剰余金	2,939
リース投資資産		繰越利益金	1,681
その他の投資	676	当期純利益	1,258
貸倒引当金(固定)	63		
		<b>純資産合計</b>	<b>40,595</b>
<b>資産合計</b>	<b>54,649</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>54,649</b>

(注)記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



**損益計算書**  
平成 26 年 3 月 1 日から  
平成 27 年 2 月 28 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		95,577
売上原価		37,949
<b>売上総利益</b>		<b>57,627</b>
販売費及び一般管理費		54,896
<b>営業利益</b>		<b>2,730</b>
営業外収益		
受取利息	23	
賃貸収入	87	
受取手数料	123	
販促協賛金収入	17	
その他営業外収益	164	416
営業外費用		
支払利息	22	
賃貸費用	6	
為替差損		
その他営業外費用	39	68
<b>経常利益</b>		<b>3,078</b>
特別利益		1
特別損失		
固定資産除売却損	267	
撤去費用	8	
固定資産現存損失	239	
契約解約損	65	
貸倒引当金繰入額	39	
その他特別損失	183	804
<b>税引前当期純損失</b>		<b>2,275</b>
法人税等		1,013
法人税等調整額		3
<b>当期純利益</b>		<b>1,258</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 6. 売上・出店状況：加盟店・直営店別

### 売上高推移（チェーン売上）

	2014年度	2015年度	2016年度
直営店	87,078百万円	88,233百万円	89,134百万円
加盟店	10,803百万円	10,465百万円	10,884百万円
合計	97,881百万円	98,698百万円	100,018百万円

### 店数推移

	2014年度	2015年度	2016年度
直営店	1,097店	1,098店	1,115店
加盟店	39店	90店	88店
合計	1,190店	1,188店	1,207店

## 7. 加盟者の店舗に関する事項

### \* 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店数
2014年度	1店（FCへの移管 1店含む）
2015年度	2店
2016年度	0店

### \* 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店数
2009年度	39店（直営への移管29店含む）
2010年度	15店（直営への移管11店含む）
2011年度	7店（直営への移管 6店含む）

### \* 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店数

年度	更新された加盟者の店数	更新されなかった加盟者の店数
2008年度	19店	9店
2009年度	22店	15店
2010年度	21店	4店

## 8 . 訴訟件数

\* 直近 5 事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2006年度	0件	0件
2007年度	0件	0件
2008年度	0件	0件
2009年度	0件	0件
2010年度	0件	0件

## 第 部 フランチャイズ契約の要点

### 1. 契約の名称等

吉野家フランチャイズ・チェーン加盟契約

### 2. 売上・収益予測についての説明

#### (売上予測について)

売上予測は物件に類似する既存店を抽出し、その実績を基に算出しています。

物件は大きく分けると駐車場を有する物件（郊外店舗）と駐車場を有しない物件（ビルイン店舗）に分類されます。基本的に商圈の質を見極め、商圈人口、車両通行量、物件前通行者数等を基に、類似する既存店との比較評価から、基本的な予測売上高を算出します。

#### (収益予測について)

収益性は、前述した売上予測を基に収支を計算し、評価・判断します。

物件の取得条件や工事費から、総投資、固定資産税、減価償却費等を算出します。予測売上高（入客数）を基に、労働時間数を設定し、原材料費、営業活動費、固定費を試算し営業利益を算出します。これらの数値を基に、投下資本利益率、投下資本回転率、損益分岐点売上高を試算し、出店の可否を判断します。

### 3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

#### (加盟契約金)

加盟契約に際して加盟者は当社に対し加盟契約金として、金150万円を契約成立と同時に支払わなければなりません。又、加盟者は当社に対し、開業のための諸費用（契約時まで算出されます）を、契約時に定める期日までに支払わなければなりません。尚、支払われた加盟契約金は、理由の如何を問わず一切返還されません。

#### (預託保証金)

加盟者は当社に対し、契約から生ずる債務の保証金として金75万円を預託しなければなりません。預託保証金には利息は付けないものとし、契約終了の際は清算の上、速やかに加盟者に返還するものとします。

#### (支払い方法)

加盟契約金、預託保証金共に加盟契約締結時に現金を持参するか、当社の指定銀行預金口座にお振込みいただきます。

#### <開業のための諸費用>

丼、湯呑み等の食器類、お持ち帰り用包材、ユニフォーム等の営業に必要な備品（開店備品）等一式の代金、及び開店セールチラシや販売促進クーポン券等の印刷代。

##### 概算費用

開店備品.....約1,900千円（お店により異なります）

開店セールチラシ代...約650千円（作成部数により異なります）

#### 4. オープンアカウント、売上金等の送金

オープンアカウント、売上金等の送金は、原則として実施しておりません。

#### 5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等は行っておりません。

#### 6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

##### 加盟者に販売する商品の種類

肉、米、玉葱、生タレ（牛丼）、うなぎ、彩野菜ミックス、ポテトサラダ、ごぼうサラダ、納豆、のり、黒カレー、お子様カレー、焼サーモン、半熟玉子、ロースハム、白菜、キムチ、玉子、味噌、わかめ、豚汁、醤油けんちん汁、生姜、新パック生姜、正油、茶、七味、新パック七味、ドレッシング、マヨネーズ、カット野菜、青葱。

変更になる場合があります。

##### 商品等の供給条件

商品の品質低下を防ぎその画一性を保ち、吉野家チェーンの統一性を維持する為、当社が指定する原材料、及び副資材を当社から購入していただきます。但し、加盟者は吉野家チェーンの統一性および商品の品質または安全性を維持しうる範囲に於いて、副資材の一部については当社と協議の上、当社の承諾を得て、当社以外の者から購入できるものとします。

##### 配送日・時間・回数に関する事項

毎日1回の定時配送。配送時間は夕方～早朝の間（お店により異なります）。

##### 仕入先の推奨制度

推奨制度はありません。

##### 発注方法

お店のストアコントローラーからの自動受発注システムによる自動供給です。お店の在庫量をデータ入力することで入客予測数値に基づいて翌日の発注量が確定します。

#### 売買代金の決済方法

毎月 1 日～15 日分は当月の末日迄、毎月 16 日～末日分は翌月の 15 日迄に、現金又は当社の指定銀行預金口座に振り込んで、お支払いしていただきます。尚、振り込み手数料は加盟者の負担となります。

#### 返品

当社への返品は、正当な理由があり、かつ当社が承認する場合を除き認められません。

#### 在庫管理等

毎日 15 時に食材在庫棚卸しを実施し、当社にデータを送信していただきます。

#### 販売方法

店舗においての飲食とお持ち帰りによる販売。

**吉野家**チェーン店の統一性を維持するために、加盟店に於いては、**吉野家**チェーン・システムの中に含まれない商品の製造、販売をしてはいけません。

商品の販売価格について

[現行の標準価格]

丼	牛丼	並盛	380 円	カレー	黒カレー	並盛	350 円
		頭大	480 円		大盛	450 円	
		大盛	550 円		チーズ黒カレー	並盛	450 円
		特盛	380 円		大盛	550 円	
	サラシア牛丼	並盛	480 円		牛黒カレー	並盛	550 円
	ねぎ塩牛カルビ丼	小盛	490 円		大盛	650 円	
		並盛	590 円		半熟玉子黒カレー	並盛	420 円
		大盛	690 円		大盛	520 円	
	ねぎ塩豚丼	特盛	790 円		半熟玉子チーズ黒カレー	並盛	520 円
		並盛	450 円		大盛	620 円	
		頭大	550 円		納豆黒カレー	並盛	400 円
	豚丼	大盛	320 円		大盛	530 円	
特盛		780 円	カルビ黒カレー	並盛	600 円		
並盛		330 円	大盛	700 円			
鯉重	頭大	430 円	牛チーズ黒カレー	並盛	650 円		
	大盛	500 円	大盛	750 円			
	特盛	630 円	カルビチーズ黒カレー	並盛	700 円		
皿	牛皿	一枚盛	750 円	大盛	800 円		
		二枚盛	1150 円	牛半熟玉子黒カレー	並盛	620 円	
		三枚盛	1350 円	大盛	720 円		
	ねぎ塩牛カルビ皿	並盛	330 円	カルビ半熟玉子黒カレー	並盛	670 円	
		大盛	450 円	大盛	770 円		
		特盛	580 円	カルビ牛黒カレー	並盛	800 円	
	ねぎ塩豚皿	並盛	490 円	大盛	900 円		
		大盛	590 円	ご飯	140 円		
		特盛	690 円	みそ汁	60 円		
	豚皿	並盛	400 円	けんちん汁	160 円		
		大盛	520 円	とん汁	190 円		
		特盛	650 円	玉子	60 円		
定食	ねぎ塩豚定食	並盛	280 円	半熟玉子	70 円		
		大盛	400 円	生野菜サラダ	100 円		
		特盛	530 円	ポテトサラダ	130 円		
	牛カルビ定食	並盛	310 円	ごぼんサラダ	130 円		
		大盛	440 円	牛小鉢	170 円		
		特盛	570 円	サーモン	200 円		
	ねぎ塩牛カルビ定食	並盛	350 円	納豆	80 円		
		大盛	480 円	お新香	100 円		
		特盛	610 円	キムチ	100 円		
	豚定食	並盛	380 円	ねぎ玉子	100 円		
		大盛	510 円	チーズ	100 円		
		特盛	640 円	明太子	170 円		
朝定食	並盛	350 円	ビール(瓶)	410 円			
	大盛	480 円	冷酒	340 円			
	特盛	610 円					
お子様	ミニ牛丼セット	360 円					
	ミニカレーセット	300 円					

許認可を要する商品の販売について

タバコ、酒類等官公庁の販売条件、許可等を必要とする商品の販売については、免許・許可等なく対象商品の販売ができません。

## 7. 経営の指導に関する事項

### 加盟に際しての研修等実施の有無

有り。

開店前の教育として、従業員2名以上（店長予定者を含む）に当社が実施する3ヶ月間の事前教育を受けて頂きます。従業員が一定のレベルに達したと当社が認定するまで、教育期間は延長されます。2名以上の教育が終了しないと開店できません。（教育料は無料。ただし交通費、宿泊費、飲食費等は加盟者の負担といたします。）

### 加盟に際し行われる研修の内容

教育は次の内容について講義と実技指導により、各研修センターで行います。

- a. 当社の理念、沿革、現状、組織
- b. 商品知識
- c. 調理実習
- d. 接客実習
- e. 品質管理実習
- f. 設備メンテナンス実習
- g. 店長業務
- h. 組織管理
- i. 従業員管理
- j. 顧客管理
- k. インストアマーチャンダイジング管理
- l. 情報管理
- m. 金銭管理
- n. 事務管理
- o. 予算管理
- p. その他店舗運営に要する知識

### 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数

当社のスーパーバイザーが店舗の運営、商品化方法、提供方法について、定期的に（原則として月2回以上）店舗に巡回訪問して、点検・指導をいたします。



## 8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

### 当該使用させる商標、商号その他の表示

登録番号  
第 1475179 号  
第 3230530 号

登録番号  
第 1923337 号

登録番号  
第 1069348 号  
第 3146449 号

登録番号  
第 1507640 号  
第 3230532 号

牛丼の **吉野家**



登録番号  
第 4580635 号

登録番号  
第 2303294 号  
第 2704948 号  
第 3146448 号

登録番号  
第 2303295 号  
第 2704949 号  
第 3189305 号  
第 5316536 号



**吉野家**

**YOSHINOYA**

### 当該表示の使用についての条件

上記のマークとロゴは、吉野家チェーン店の経営を目的とすること以外使用してはいけません。フランチャイズ契約が終了したときは、直ちにこれらのマークやロゴの使用を中止し、造作物等に表示されたマーク、ロゴ等を撤去・廃棄しなければなりません。

## 9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

### 契約期間

店舗開店の日から 5 年間です。

### 契約の更新要件及び手続き

契約満了 1 ヶ月前に、当社と加盟者双方とも契約更新について異論がない場合、契約期間満了後 5 年間更新され、以後も同様です。

更新料は 75 万で、更新の契約締結時に現金で持参、又は当社指定の銀行預金口座に振り込みによって支払っていただきます。

### 契約の解約・解除の条件及び手続き

#### (加盟者による中途解約)

加盟者は当社に対して、6 ヶ月前に書面を以って通知することにより、加盟契約を解約することができるものとします。

### (当社による契約の解除)

当社は、加盟者に次のいずれかの事由が生じた場合、催告を要せず加盟契約の解除を行うことができますものとします。

- a . 加盟者が加盟契約または他の契約によって、当社又はその関連取引先に支払わなければならない金銭の支払いを怠った場合。
- b . 加盟者が当社の定めた食材管理基準、製造方法、規定量などの基準を満たさない商品を陳列または販売した場合。
- c . 加盟者が当社の指定した原材料以外の材料を用いて商品を製造、調整し、陳列または販売した場合。
- d . 加盟者が当社より購入した原材料を、店舗以外に流用した場合。
- e . 加盟者が当社の承諾なく、店舗を休業および閉店した場合。
- f . 加盟者が当社の登録商標、及びマーク等を当社に無断で店舗の営業以外に使用した場合。
- g . 加盟者または加盟者の役員もしくは従業員が当社の信用または名誉を損なうが如き言動、または行為を行った場合。
- h . 加盟者が当社へ提出すべき報告に関し、故意に虚偽の報告をした場合。
- i . 加盟者が、株主総会または取締役会等において、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議した場合。
- j . 加盟者が監督官庁より営業停止命令を受け、または営業に必要な許認可の取消し処分を受けたとき。
- k . 加盟者の株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合。
- l . 加盟者が当社の指定や加盟契約もしくはこれに関する諸規定または関連法規を守らなかった場合。

### 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容

#### (契約終了の処理)

加盟契約の終了又は解除後は、その理由の如何を問わず、加盟者は当社の登録商標及びマーク等を使用してはなりません。尚、加盟者は店舗に附属する看板等の当社の登録商標及びマーク等を使用した物品一切を、加盟者の負担で直ちに撤去・廃棄し、廃棄を証する資料を当社の求めに応じて交付するとともに当社が貸与したマニュアルおよびその複製物を当社に返還しなければなりません。

#### (損害賠償)

- ( 1 ) 加盟契約が終了又は解除されたときは、加盟者は商品代金、借入金、その他一切の残存債務については、未だ弁済期の到来しないものについても期限の利益を失い、当社に対して直ちに支払わなければなりません。当社に損害が生じた場合にはその賠償をしなければなりません。
- ( 2 ) 加盟者が上記「契約終了の処理」ならびに「損害賠償」( 1 )に記載された義務に違反した場合、当社は自ら看板等の物品の撤去・廃棄をすることができます。加盟者は違反によって当社に与えた損害及び撤去の費用等を当社に賠償するとともに、違約金として金500万円を当社に支払わなければなりません。

## 10 . 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

### (ロイヤリティ)

加盟者は毎月の総売上の3%をロイヤリティとして翌月の末日までに現金、又は当社の指定銀行預金口座に振り込んで、支払わなければなりません。尚、毎月の売上高は毎日の営業報告に基づいて当社が計算し、加盟者に書面にて連絡します。

### (広告宣伝費)

加盟者は毎月の総売上の1%を広告宣伝費として翌月の末日までに現金、又は当社の指定銀行預金口座に振り込んで支払わなければなりません。尚、毎月の売上高は毎日の営業報告に基づいて当社が計算し、加盟者に書面にて連絡します。

### (事務管理費)

加盟者は毎月の事務管理費として翌月の末日までに現金、又は当社の指定銀行預金口座に振り込んで、支払わなければなりません。尚、毎月の事務管理費は当社が計算し、加盟者に書面にて連絡します。

#### 事務管理費内訳 (基本構成)

店長室機器一式と回線費用	月額	33,800円
ポスレジ2台(基本構成)	月額	12,000円(@6,000円)
オーダーエントリーシステム	月額	12,500円
ハンディターミナル3台	月額	5,100円(@1,700円)
ヘルプデスク	月額	4,200円
合 計	月額	67,600円

## 11 . 店舗の営業時間・営業日・休業日

年中無休、24時間営業です。  
(一部変更店舗もあります)

## 12 . テリトリー権の有無

無し。基本的にテリトリー権はありません。

但し、加盟者が運営する店舗の営業に対し著しく支障があると判断される場合は、近隣への出店は原則として許可いたしません(この場合投下資本利益率を基準としています)。しかし、複数店舗の出店が可能な商圈での戦略上の出店においては、近隣に出店することがあります。

### 13．競業禁止義務の有無

有り。

#### (類似同業者との契約の禁止)

加盟者は加盟契約の有効期間中、当社と同一商品を販売する業者と、加盟契約と同種又は類似の契約を締結してはなりません。

#### (類似業種の営業禁止)

加盟者は契約の終了又は解除の日から36ヶ月間、当社の同意なくして同一業種、あるいは類似業種の営業をしてはなりません。

### 14．守秘義務の有無

有り。加盟者は店舗の経営、及び調理に関するノウハウ、マニュアルならびに加盟者が知り得た取引上の秘密等、加盟契約に基づく一切の秘密については、加盟契約継続中、終了後を問わず第三者に漏洩してはなりません。

加盟者は、加盟者の役員および従業員に、その在職中、退職後を問わず、前項と同様の秘密保持義務を遵守させるものとする。

### 15．店舗の構造と内外装についての特別義務

#### (店舗の設計、施工、物品の調達)

吉野家チェーン店の統一のため、店舗の内外装の設計及びデザインは当社の指定した標準及び仕様規格により実施しなければなりません。又、お店の開業に必要な設備造作、備品、副資材等のすべての物品についても、当社の指定した標準や仕様規格に合致したものを調達しなければなりません。加盟者は上記の、店舗の設計、施工については当社の斡旋をうけることができます。又、物品の購入に関しては、当社に委嘱もしくは斡旋をうけることができます。

#### (店舗の改善)

前記の物品が当社の設定した標準、及び仕様規格に合致しなくなったとき、又は設備、造作、副資材等が老朽化し、営業に支障があると判断されるときは、当社はその改善について加盟者に勧告します。この勧告を受けたとき、加盟者は直ちに勧告に従い改善しなければなりません。

### 16．契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

9 - 、 以外には違約金に関する特約はありません。

### 17．事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

無し。

# 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」

項 目	頁	確認 年月日	確認印	
			説明者	加盟 希望者
フランチャイズ契約のご案内	4			
吉野家フランチャイズ・チェーンの加盟を希望される方へ	5			
第 部 株式会社吉野家とフランチャイズ・チェーンについて	6			
1. 経営理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	7			
3. 会社組織図	10			
4. 役員の役職名及び氏名	11			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	12			
6. 売上・出店状況（直近3事業年度加盟店数の推移）	18			
7. 加盟者の店舗に関する事項 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店数 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店数 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店数 及び更新されなかった契約に係る加盟者の店数	18			
8. 訴訟の件数	19			
第 部 フランチャイズ契約の要点	20			
1. 契約の名称等	20			
2. 売上・収益予測についての説明	20			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 金銭の額または算定方法 性質 お支払いいただく時期 お支払いいただく方法 当該金銭の返還の有無及び条件	20			
4. オープンアカウント等の送金	21			
5. オープンアカウント等の与信利率	21			
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類 商品等の供給条件 配送日・時間・回数に関する事項 仕入先の推奨制度 発注方法 売買代金の決済方法 返品 在庫管理等 販売方法 商品の販売価格について 許認可を要する商品の販売について	21			
7. 経営の指導に関する事項	24			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	25			
9. 契約期間、契約の更新および契約解消に関する事項	26			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ロイヤリティ その他徴収する金銭	27			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	27			
12. テリトリー権の有無	27			
13. 競争禁止義務の有無	28			
14. 守秘義務の有無	28			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	28			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	28			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	28			

\_\_\_\_\_年 月 日

## 説明確認書

**説明者**

私\_\_\_\_\_は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、  
加盟希望者\_\_\_\_\_の理解をいただきました。

説明者\_\_\_\_\_印

**加盟希望者**

私\_\_\_\_\_は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について  
説明者\_\_\_\_\_より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名\_\_\_\_\_印

